

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管関係官庁
2020010	不動産、商業・法人等登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書の交付事務の拡大			公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律によって、法務局の交付事務については官民競争入札の対象とされたことから、発行請求権は国又は民間が設置することになると考えられるが、登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書の発行請求権の設置を希望する地域においては地方公共団体が費用の一部を負担することで発行請求権を設置できるようにする。これでも設置が難しい場合は地方公共団体が交付事務の全部又は一部を委託できるようにする。	現在、法務局で交付している登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を指定された市町村の役場等の場所でも交付できるようにする。なお、提案理由は法務局の統廃合による地域住民や企業等の不便を解消するためである。	E		公共サービス改革法の一部改正によって、登記事項証明書の交付等事務を官民競争入札の対象とすることが可能となった。同事項に関して、登記事項証明書の発行請求権の設置を民間事業者が行わせるかについては、今後、法務大臣が策定する同事項の実施要項等において定められることになるが、現時点で、民間事業者に行わせるか否かについては、定まっていないと承知している。また、国が設置する場合でも、民間事業者が設置を行うこととする場合でも、当該発行請求権の設置場所や設置の費用負担の方法等の決定について、内閣府として関与するものではなく、したがって、本件について、お答えする立場にはないと考える。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。			本件については、法務省が関係府庁である経済省と協議し検討していくものと承知している。市場化サービスは、国又は地方公共団体の業務について官民競争入札等を実施し、民間事業者を委託する枠組みであることから、国の業務である登記事項証明書等の交付事務を地方公共団体に委託することができるようにすべき等の御提案については、この枠組みの中で対応することは困難であると考える。			1 0 3 0 0 0 0	浦河町、樺島町、入里町、白高町、平取町	1 北海道	総務省 法務省 内閣府	
2020020	暴力団欠格審査に関する審査手続の合理化による入札参加者の負担軽減	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(同法第10条、第17条、第19条)	同法に規定する暴力団排除に関する規定の運用については、地方公共団体に対する技術的助言として同通知に基づく運用を依頼しているところがあります。また、同通知では、落札者を決定する前に都道府県警察に対し、原則として全ての入札参加事業者の暴力団排除事項該当性の有無について意見聴取(照会)を行うものとしています。	入札参加者に対する暴力団調査手続きは落札事業者に対し実施することで良いものとすべきである。	公共サービス改革法の運用に際し、暴力団排除のための調査を行うよう通知が示されているところであるが、調査手続は極めて詳細であり、自治体だけではなく入札参加民間事業者にとっても入札の世に詳細な資料を作成するのは手続的負担が大きいところである。同通知は、すべての入札参加者に対して暴力団調査手続きを実施すべきとするが、暴力団排除の趣旨を達成するためには落札事業者に対して調査を実施すれば足りるものであり、またそうすることで多くの民間事業者から作業負担を軽減させることにもなる。同通知については自治法245条に基づく技術的助言とされるが、暴力団調査手続は、あくまで通知外の内容の事項によることも可能であることと明確化する。か、あるいは同通知を改め、前述のように手続きを簡素化すべきである。	F	IV	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号、以下「法」という。)第10条第4号及び第6号から第9号までに規定する暴力団排除に関する規定(以下「暴力団排除事項」という。)に關し、その該当性を官民競争入札又は民間競争入札(以下「官民競争入札等」という。)の実施機関が独自に判断することは困難であることから、その該当性については、原則として、都道府県警察本部に照会し、その回答をもとて判断するものとし、警察庁と協議の上、その運用要領について、各地方公共団体に通知(府官第28号平成18年12月13日「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領(以下「通知」という。))を策出し、同通知に基づく運用を依頼しているところである。原則として、入札参加者全員について、都道府県警察本部への照会を実施することとしたのは、① 照会から回答までに最長で30日を要することから、落札者決定後に当該落札者について照会を実施した場合、その時点から最長で30日の期間が必要となる。② 落札者については照会した時点で、当該落札者が暴力団排除事項に該当しない場合は、当該落札者は有効となり、新たな落札者を決定し、更にその者についての照会期間が必要となる。③ 照会から回答までに最長で30日を要することから、落札者決定後に当該落札者について照会を実施した場合、その時点から最長で30日の期間が必要となる。なお、落札後に照会を実施しても、以後の入札スケジュールに支障を及ぼすことがない場合に、落札者決定後に当該落札者に対して、暴力団排除事項該当性の照会を実施することができるかどうか等について検討し、必要に応じ同通知を見直すこととする。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	ご回答趣旨については理解し、また現行通知に基づく事務要領にも所定日数抑制という点で一定の合理的根拠があることも理解したところ。このため、入札者に対する確認(要請)を維持しつつ、このほか、落札者に対する確認(当初提案内容)を逐次採択して追加していただくようであれば幸いです。また、他法他協において暴力団欠格審査と同等の確認が実質的に実施されている場合には、実施機関の判断により、当該確認もって代替可能とできれば幸いです。もとよりのような措置は実施機関の責任においてなされるべき事項ではあるが、技術的助言としての点を明示していただければ幸いです。	・落札者に対する暴力団排除に関する欠格事由の審査については、入札参加資格である欠格事由の審査を落札後に落札者に対して当該審査を行うこと可否、該当した場合落札を無効とするこの可否等について検討中であり、その結果、必要があれば、同通知を見直したいと考えております。・他の法令等により、暴力団排除に関する欠格事由の審査と同等の確認を行っている場合もありますが、それらの審査により、その時点で欠格事由に該当しなかった場合であっても、役員の変更があったり、新たに欠格事由に該当することも考えられることから、そのような場合であっても、役員に対して審査を行うとしております。ただし、例えば、本法に基づき実施する官民競争入札等の直前において、他の法令や本法により、暴力団排除に関する欠格事由に該当する場合は、実施機関において、明らかに欠格事由に該当しないとは判断し、審査の対象から除外できることとしています。(同通知3(1)(イ))			1 0 5 1 2 0 0	個人	13 東京都	警察庁 内閣府		
2020020	暴力団欠格審査に関する審査手続の合理化による入札参加者の負担軽減	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(同法第10条、第17条、第19条)	同法に規定する暴力団排除に関する規定の運用については、地方公共団体に対する技術的助言として同通知に基づく運用を依頼しているところがあります。また、同通知では、落札者を決定する前に都道府県警察に対し、原則として全ての入札参加事業者の暴力団排除事項該当性の有無について意見聴取(照会)を行うものとしています。	入札参加者に対する暴力団調査手続きは落札事業者に対し実施することで良いものとすべきである。	公共サービス改革法の運用に際し、暴力団排除のための調査を行うよう通知が示されているところであるが、調査手続は極めて詳細であり、自治体だけではなく入札参加民間事業者にとっても入札の世に詳細な資料を作成するのは手続的負担が大きいところである。同通知は、すべての入札参加者に対して暴力団調査手続きを実施すべきとするが、暴力団排除の趣旨を達成するためには落札事業者に対して調査を実施すれば足りるものであり、またそうすることで多くの民間事業者から作業負担を軽減させることにもなる。同通知については自治法245条に基づく技術的助言とされるが、暴力団調査手続は、あくまで通知外の内容の事項によることも可能であることと明確化する。か、あるいは同通知を改め、前述のように手続きを簡素化すべきである。	F	IV	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号、以下「法」という。)第10条第4号及び第6号から第9号までに規定する暴力団排除に関する規定(以下「暴力団排除事項」という。)に關し、その該当性を官民競争入札又は民間競争入札(以下「官民競争入札等」という。)の実施機関が独自に判断することは困難であることから、その該当性については、原則として、都道府県警察本部に照会し、その回答をもとて判断するものとし、警察庁と協議の上、その運用要領について、各地方公共団体に通知(府官第28号平成18年12月13日「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領(以下「通知」という。))を策出し、同通知に基づく運用を依頼しているところである。原則として、入札参加者全員について、都道府県警察本部への照会を実施することとしたのは、① 照会から回答までに最長で30日を要することから、落札者決定後に当該落札者について照会を実施した場合、その時点から最長で30日の期間が必要となる。② 落札者については照会した時点で、当該落札者が暴力団排除事項に該当しない場合は、当該落札者は有効となり、新たな落札者を決定し、更にその者についての照会期間が必要となる。③ 照会から回答までに最長で30日を要することから、落札者決定後に当該落札者について照会を実施した場合、その時点から最長で30日の期間が必要となる。なお、落札後に照会を実施しても、以後の入札スケジュールに支障を及ぼすことがない場合に、落札者決定後に当該落札者に対して、暴力団排除事項該当性の照会を実施することができるかどうか等について検討し、必要に応じ同通知を見直すこととする。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	ご回答趣旨については理解し、また現行通知に基づく事務要領にも所定日数抑制という点で一定の合理的根拠があることも理解したところ。このため、入札者に対する確認(要請)を維持しつつ、このほか、落札者に対する確認(当初提案内容)を逐次採択して追加していただくようであれば幸いです。また、他法他協において暴力団欠格審査と同等の確認が実質的に実施されている場合には、実施機関の判断により、当該確認もって代替可能とできれば幸いです。もとよりのような措置は実施機関の責任においてなされるべき事項ではあるが、技術的助言としての点を明示していただければ幸いです。	・落札者に対する暴力団排除に関する欠格事由の審査については、入札参加資格である欠格事由の審査を落札後に落札者に対して当該審査を行うこと可否、該当した場合落札を無効とするこの可否等について検討中であり、その結果、必要があれば、同通知を見直したいと考えております。・他の法令等により、暴力団排除に関する欠格事由の審査と同等の確認を行っている場合もありますが、それらの審査により、その時点で欠格事由に該当しなかった場合であっても、役員の変更があったり、新たに欠格事由に該当することも考えられることから、そのような場合であっても、役員に対して審査を行うとしております。ただし、例えば、本法に基づき実施する官民競争入札等の直前において、他の法令や本法により、暴力団排除に関する欠格事由に該当する場合は、実施機関において、明らかに欠格事由に該当しないとは判断し、審査の対象から除外できることとしています。(同通知3(1)(イ))			3 0 1 2 0 0	市場化サービス推進協議会	13 東京都	警察庁 内閣府		
2020030	住民基本台帳事務のアウトソーシングの推進	公共サービス改革法34条等	公共サービス改革法第34条では、特定公共サービスとして、戸籍の謄抄本外国人登録原簿の交付の請求の受付及び引渡について規定している。	1 公共サービス改革法に基づく住民基本台帳法の証明事務(戸籍の附属を含む)について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。2 公共サービス改革法34条において、戸籍の附属の発行については代理人等の申請を認めていないが、証明資料の確認により受付可能としていただきたい。3 上記1と同様に、住民基本台帳法の職権事項についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和したい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係府庁との調整が必要とこと及び6業務についても「受付」と「引渡」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し市民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要請するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要とこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。なお、本件特区においては、住民ネットの取り扱いは委託対象としない。	F		基本方針2007(骨太の方針)を踏まえ、関係府庁に対し、自主的、積極的な検討を要請することとしている。関係府庁と整理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に結論を得ることとする。								1 1 5 6 0 1 0	足立区	13 東京都	総務省 厚生労働省 内閣府
2020040	戸籍事務及び外国人登録事務のアウトソーシングの推進	公共サービス改革法34条等	公共サービス改革法第34条では、特定公共サービスとして、戸籍の謄抄本外国人登録原簿の交付の請求の受付及び引渡について規定している。	1 公共サービス改革法に基づく戸籍及び外国人登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。2 同法34条において、戸籍証明については代理人等の申請を認めていないが、証明資料の確認により受付可能としていただきたい。3 上記1と同様に、戸籍及び外国人登録に係る届出事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和したい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係府庁との調整が必要とこと及び6業務についても「受付」と「引渡」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し市民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要請するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要とこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。なお、本件特区においては、住民ネットの取り扱いは委託対象としない。	F		基本方針2007(骨太の方針)を踏まえ、関係府庁に対し、自主的、積極的な検討を要請することとしている。関係府庁と整理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に結論を得ることとする。								1 1 5 6 0 2 0	足立区	13 東京都	総務省 厚生労働省 内閣府
2020050	印鑑登録事務のアウトソーシングの推進	公共サービス改革法34条等	公共サービス改革法第34条では、特定公共サービスとして、印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡について規定している。	1 公共サービス改革法に基づく印鑑登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。2 同法34条において、印鑑登録証明書の発行については代理人等の申請を認めていないが、印鑑登録の持参により受付可能としていただきたい。3 上記1と同様に、印鑑登録事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和したい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係府庁との調整が必要とこと及び6業務についても「受付」と「引渡」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し市民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要請するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要とこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。なお、本件特区においては、住民ネットの取り扱いは委託対象としない。	F		基本方針2007(骨太の方針)を踏まえ、関係府庁に対し、自主的、積極的な検討を要請することとしている。関係府庁と整理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に結論を得ることとする。								1 1 5 6 0 2 0	足立区	13 東京都	総務省 厚生労働省 内閣府

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係府庁		
2020060	税証明事務等のアウトソーシングの推進	公共サービス改革法第34条等	公共サービス改革法第34条では、特定公共サービスとして、納税証明書の交付の請求の受付及び引渡について規定している。	1 公共サービス改革法に基づく税証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としたい。 2 上記1と同様に、税関係の申告書受付(住民税申告・届出届付自転車等廃車申告)及び臨時運行(仮ナンバー)許可についても、受理・不受理及び許可・不許可の判断を除き委託可能としたい。 3 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。 4 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和したい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその地の一環の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。 【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。 今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働で行政改革を推進すると同時に区民サービスの拡充を図るものである。 【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に関してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。	F		基本方針2007(骨太の方針)を踏まえ、関係府庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしている。関係府庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に、その是非について結論を得ることとした。									1 1 5 6 0 4 0	足立区	13 東京都	総務省 厚生労働省 国土交通省 内閣府
2020070	国民健康保険の資格取得・喪失関係業務及び補償者証等の交付業務のアウトソーシングの推進	国民健康保険法		1 国民健康保険事務の被保険者証等の交付業務について、公権力の行使となる被保険者証等の交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としたい。 2 上記1と同様に、国民健康保険事務の資格関係事務についても、届出の受理・不受理の判断を除き委託可能としたい。 3 事務の委託にあたり派遣契約を締結する場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和したい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に国民健康保険事務のほか、住民基本台帳に関する事務や各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその地の一環の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。 【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。 今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働による行政改革と区民サービスの拡充を図るものである。 【代替措置】 被保険者証等の発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に関してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。	F		基本方針2007(骨太の方針)を踏まえ、関係府庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしている。関係府庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に、その是非について結論を得ることとした。								1 1 5 6 0 5 0	足立区	13 東京都	厚生労働省 内閣府	
2020080	老人保健法の医療受給者証交付関係業務及び転出時の負担区分等証明書交付関係業務のアウトソーシングの推進	老人保健法		1 老人保健法の医療受給者証の交付関係業務について、公権力の行使となる受給者証等の交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としたい。 2 上記1と同様に、転出時の負担区分等証明書関係事務についても、届出の受理・不受理の判断を除き委託可能としたい。 3 事務の委託にあたり派遣契約を締結する場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和したい。 4 なお、平成20年4月から開始される後期高齢者医療制度においても、同様の取扱いとされた。	【実施内容】 足立区には、17の地区に老人保健事務のほか、住民基本台帳に関する事務や各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその地の一環の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。 【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。 今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働による行政改革と区民サービスの拡充を図るものである。 【代替措置】 被保険者証等の発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に関してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。	F		基本方針2007(骨太の方針)を踏まえ、関係府庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしている。関係府庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に、その是非について結論を得ることとした。								1 1 5 6 0 6 0	足立区	13 東京都	厚生労働省 内閣府	
2020090	介護保険受給資格証明書の交付業務のアウトソーシングの推進	介護保険法		1 介護保険事務の長給資格証明書の交付業務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としたい。 2 事務の委託にあたり派遣契約を締結する場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和したい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に介護保険事務のほか、住民基本台帳に関する事務や各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその地の一環の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。 【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。 今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働による行政改革と区民サービスの拡充を図るものである。 【代替措置】 届出の際の入力事務や、受給資格証明書の発行については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に関してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。	F		基本方針2007(骨太の方針)を踏まえ、関係府庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしている。関係府庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に、その是非について結論を得ることとした。								1 1 5 6 0 7 0	足立区	13 東京都	厚生労働省 内閣府	